

前橋市認知症高齢者等探索システム導入補助金

助成の内容

認知症等により行方不明となるおそれがある高齢者等の早期発見および、捜索に係る家族等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、GPS 等の探索システム導入費用の一部を助成します。 ※詳細は交付要項をご確認ください。

申請できる方

- 市内に住所を有し、対象となる高齢者等を介護する家族・親族等で、GPS 端末の支払いをした方
- 市税及び介護保険料の滞納がないこと、暴力団排除要件を満たすこと等

市ホームページ



対象となる高齢者

- 市税及び介護保険料の滞納や施設入所、入院等をしていないこと
 - 市内に住民登録をしており、在宅で生活している方で以下の①②いずれかに当てはまる方
 - ①65 歳以上で、行方不明となるおそれがある方
 - ②40～64 歳で、認知症・高次脳機能障害等により行方不明となるおそれがある方
- ※現在「前橋市 GPS 端末貸出事業」を利用している方は、本補助金の対象外です。

補助額・対象経費

端末購入費などの初期費用を補助

上限 20,000 円(補助率 10/10)

※令和8年4月1日以降に購入(契約)したものが対象です。

○ 対象となる費用(例)

- ◎端末本体・充電器・専用シューズ等の付属品
- ◎加入・登録等の初期手数料 等

✕ 対象外となる費用(例)



- ✕月額利用料・通信料などの定期的にかかる費用
- ✕修繕・紛失・返却等に伴う費用
- ✕検索補助・駆け付け・解約手数料 等

申請期間： 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 2 月 28 日

⚠ 留意事項

- ★補助は高齢者等 1 人につき 1 回限りです
- ★補助金で取得した機器は、利用開始から 3 年間、目的に反して処分(譲渡・貸付・売却等)はできません。 ※詳細・条件等は「前橋市認知症高齢者等探索システム導入補助金交付要項」をご確認ください。

補助金交付に係る手続きの流れ

 探索システム(GPS)を購入(契約)する前に、交付要項の内容の必ず確認してください 

①

GPS 端末を購入(契約)する

- ご本人の状況に合った GPS 端末を選び、購入(契約)します。
- 領収書と購入明細(商品名・金額)がわかるものを必ず受け取ってください。




②

必要書類をそろえる

- 交付申請書(誓約書)兼実績報告書(様式第1号)
 - 補助金交付請求書(様式第4号)
 - 領収書又は支出、内訳等がわかる書類(申請者の名前で発行されたもの)
 - 機器の仕様や利用方法がわかる説明書等(コピー可)
 - 振込先口座及び口座名義が確認できる書類(申請者名義通帳の見開きの写し等)
- ※40歳以上65歳未満の者が利用する場合は、
疾患名が確認できる診断書類等(介護保険認定申請をしている方は不要です)

③

市役所へ必要書類をまとめて提出する

-  購入期間: 令和8年4月1日以降に購入したもの
-  申請期間: 令和8年4月1日から令和9年2月28日
-  提出先: 市役所長寿包括ケア課

ケアマネジャーや
包括職員等による
代理提出も可能です

④

市が書類を審査し交付・不交付決定を行う

- OK** 交付が認められる場合
補助金の交付決定及び額の確定を行い、
交付決定通知書兼確定通知書を補助対象者に通知します。
- NG** 交付が認められない場合
補助金を交付しない旨を不交付決定通知書により補助対象者に通知します。

⑤

市が補助金を振り込む

交付決定後、補助対象者の口座へ補助金を振り込みます。

注意事項

- ✓申請内容に虚偽があった場合、補助要件に反した場合などは返還いただくことがあります。
- ✓補助金で購入した GPS 機器等は、利用開始から3年間は目的外の使用・処分(売却・譲渡・貸出等)はできません。
- ✓返還が必要な場合は、市から「返還通知書」を送付します。